

1 移動支援事業の概要

(1) サービスの内容

移動支援事業は、単独では外出困難な障がいのある人及び障がいのある児童が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。外出の範囲は、「社会通念上、公的サービスの対象として適當か否か」という観点から判断し、1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

(2) 移動支援事業の位置づけ

移動支援事業は、地域生活支援事業の一種であり地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に各市町が事業を実施できる仕組みになっていますので、現在本市と同様に近隣市町においても移動支援事業が実施されているところですが、各市町における実施方法やサービスの内容等が様々であるため、利用方法等の取扱いに差が出ている状況にあります。

(3) 利用対象者

対象者は以下の表のとおりとなります。

種 別	対 象 要 件
全胞性障がい者（児）	両上肢・両下肢の機能障がいで肢体不自由の身体障害者手帳1級所持又はこれに準ずる者 (準ずる者について) 四肢のうち、両下肢を含む三肢以上に障がいを有する者 (手指に障がいがある場合は、上肢障がいがあるものとする)
視覚障がい者（児）	視覚障がいの身体障害者手帳1・2級所持
知的障がい者（児）	療育手帳所持
精神障がい者（児）	精神障害者保健福祉手帳所持

※下記に該当する場合は、対象となりません。

- ・障害者支援施設等に入所中、又は医療機関に入院中の
- ・重度訪問介護、行動援護の支給決定を受けている人
- ・未就学児（児童の場合、就学時であっても、通常保護者等の付き添いが想定される場合対象外）

2 見直しに至った背景

(1) 移動支援の外出範囲

移動支援の外出範囲については、「自宅を始点とし、外出先への移動・必要な支援、外出先からの帰宅」までの移動を対象としています（いわゆる「ドア t o ドア」が原則）。しかし、近隣各市においては、原則はあるものの例外的な取扱いとなる外出についても一部認めている状況にあります。

また、宿泊に伴う移動支援の利用についても現在対象としていませんが、近隣各市においては一部条件（例えば宿泊先での食事入浴等の介助は対象外とすることや、事前にサービス等利用計画において市が必要と認めた場合など）をつけた形で認めている場合や、施設に入所されている方も、現在移動支援の利用対象としていませんが、例えば地域への移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等が必要な方などに一部認めている市があります。原則の部分は各市町で統一した取扱いになっていますが、利用者の方の状況に応じて柔軟に運用している実態があります。

なお、移動支援の利用者及びその家族の方から、次のような声があります。

①家族との引き渡しについて（家族と引き渡すことを「自宅」と考えることができないか）

本人：電車を利用して梅田に遊びに行く（6時半帰宅）

家族：阪神芦屋駅の近くで夜7時まで会議に参加

⇒ 7時まで会議だが6時半には家に帰らなければならない。会議場所に連れてきてもらえないか。

②通所後の移動支援の利用について

「ドア t o ドア」であれば一度家に帰ってからでなければ移動支援を利用することができない。誰しもが仕事帰りや学校帰りに寄り道や買い物をしたいという思いがあるので、通所先から直接利用することができないか。大阪市の通所先から一度芦屋市にある家に戻ってから移動支援を利用するには、利用者の身体的負担が大きい（そのまま大阪で遊ぶことができない）。

(2) 持続可能なサービスの提供

移動支援事業の公費負担額について、平成27年度と令和元年度の移動支援事業にかかる公費負担額を比較すると以下のとおりとなります。利用者数はほとんど差異がありませんが、この5年間で支出額としては約2,100万円増加しています。また、参考にも記載しているとおり、介護給付費等もかなり増加しています。

芦屋市として利用範囲の拡大のみを実施するとなると、さらに公費負担額が増加することから、今後も移動支援事業のサービスを継続して実施していくための方策が必要です。

【移動支援事業の公費負担額の推移】

障がい区分	R 1		H27	
	実人数	公費負担額	実人数	公費負担額
身体	20	22,351,003	30	21,661,737
知的	105	68,678,775	90	47,153,851
児童	20	13,900,223	35	15,655,870
精神	22	4,031,924	17	3,600,006
合計	167	108,961,925	172	88,071,464

【参考】

サービスの種類	R 1		H27		増減	
	利用者数	公費負担額	利用者数	公費負担額	利用者数	公費負担額
訪問系サービス	219	185,981,434	181	151,183,701	38	34,797,733
生活介護	156	426,115,010	149	372,116,196	7	53,998,814
就労系サービス	211	294,273,184	165	227,072,750	46	67,200,434
短期入所	133	29,902,898	132	20,405,230	1	9,497,668
共同生活援助	71	136,656,297	49	87,268,329	22	49,387,968
施設入所	63	101,497,204	67	93,001,553	-4	8,495,651
療養介護	7	22,157,040	6	21,935,518	1	221,522
相談系サービス	510	29,448,502	435	24,043,294	75	5,405,208
合計	1,370	1,226,031,569	1,184	997,026,571	186	229,004,998

(3) 移動支援の標準的な利用時間が設定されていないこと

現在本市においては、移動支援の標準的な利用時間は設定していません。「(2) 持続可能なサービスの提供」に記載のとおり、この5年間で利用者数に差異はないものの、公費負担額が大幅に増えている一因としては、標準的な利用時間（支給量の上限の目安）を定めていないことも関係しています。

【各市における標準的な利用時間数】

市名	支給量の標準利用時間数
尼崎市	月 50 時間
西宮市	月 60 時間（児童は月 30～50 時間）
伊丹市	月 10～50 時間（障がい支援区分に応じて上限設定）
宝塚市	月 60 時間（児童は月 40 時間）
三田市	月 60 時間

※川西市は標準利用時間数を設けていません

また、芦屋市は、日中の通所施設を利用した後の夕方の地域資源（居場所）が限られていることから、居場所の代わりとして移動支援を利用している方が多い現状があります。利用時間数が多い方の例としては、平日の夕方 4 時から 6 時まで、週末は土日いずれか 1 日 5 時間利用するという場合になり、この利用方法でいうと、平日は 2 時間 × 23 日 = 46 時間、週末は 5 時間 × 月 5 日 = 25 時間で合計 71 時間（金額は身体介護ありの場合：月 22 万円程度、身体介護なしの場合：月 11 万円程度）となり、各市が設定している月 60 時間を超える利用時間数となります。夕方の地域資源が限られている現状もありますので、利用自体については認めている状況です。なお、利用時間数における本市の状況は以下のとおりです。

※芦屋市の現状

区分	人数	平均利用時間	60 時間以上	60 時間以上	80 時間以上
			支給決定者	利用者	利用者
身体	22 人	37 時間	10 人	10 人	6 人
知的	105 人	29 時間	26 人	12 人	12 人
児童	21 人	28 時間	5 人	4 人	3 人
精神	22 人	23 時間	0 人	0 人	0 人

※最大利用時間数：月 112 時間（月約 34 万円、年間 400 万円程度の公費負担）

3 今後の具体的な方向性（案）について

（1）利用時間に関すること

移動支援事業に関わらず、すべての事業は限りある予算の範囲で実施していることから、「（2）支援の帰着点について」にあたっては、現在支給決定している支給量を変更しないこと、また、今後新たに移動支援事業を利用される場合については、月60時間を標準利用時間として支給決定することを考えています。

（2）支援の帰着点について

原則、「自宅→目的地→自宅」となる支援のみを対象としていますが、次の場合は例外として認める場合があります。

経路	条件（全て満たすこと）	例
自宅 → 目的地 (往路のみ)	①ガイドヘルパーと家族での安全な引き渡しができること ②目的地や経由地に通所、通学、通勤先を含まないこと ③目的地での支援を含まないこと	ヘルパーと自宅から出発⇒講演会会場到着⇒（講演会中は会場スタッフが対応）⇒家族と帰宅 ※ヘルパーの待機時間が発生するような場合を想定しています
または 目的地 → 自宅 (復路のみ)		
自宅の最寄り駅 ↓ 目的地 ↓ 自宅	①ガイドヘルパーと家族での安全な引き渡しができること ②自宅以外で待ち合わせる合理的な理由が判断できること ③送迎目的で利用をしないこと	自宅に1度帰宅することで目的の時間に間に合わない場合等 ※病院の診療時間内に辿り着けない等、具体的な理由がある場合に限ります
通所先 ↓ 目的地 ↓ 自宅	① 最大週2回 の利用に限ること ②平常時の自力通所、または家族による送迎の手段が確保されていること	事業所からの帰りに買い物をして帰る場合等 ※児童については、下校途中の余暇活動は想定されないため、利用は不可とします

(2) 宿泊を伴う支援について

原則、1日の範囲で用務を終えるものが移動支援事業の対象ですが、宿泊を伴う支援を行う場合は、必ず事前に障がい福祉課と協議を行い、必要と認められた場合のみ利用することができます。

【宿泊支援利用の条件】

- ①事前にサービス等利用計画内に宿泊支援の必要性が位置付けられていること
- ②利用前に移動支援事業所が作成した宿泊時のスケジュールを障がい福祉課に提出すること
- ③宿泊先を自宅とみなすため、宿泊先到着後の食事、入浴、排泄、見守り等の支援は対象外
- ④ガイドヘルパーの交通費、宿泊費、食費等は自己負担とする

(3) 施設入所者の利用について

地域への移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等が必要な方等については利用することができます。

5 見直しに向けた今後のスケジュール

1月～2月上旬：関係団体とヒアリング

2月中旬～：内部協議、最終方針確定

3月中旬～下旬：事業所・利用者に対する周知

6 協議していただきたいポイント

- ・見直し内容について
- ・現在の困りごとについて
- ・インフォーマルな支援も含め他のサービスと置き換えが可能かどうか（夕方の過ごし方の工夫など）